

白井市飼い主のいない猫対策用捕獲機貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内に生息する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を実施し、飼い主のいない猫による生活環境の悪化を防止するため、猫捕獲機の貸出しを行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 市が猫捕獲機を貸し出すことができる者は、市内に住所を有する者であって、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 「さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)手術チケット」を申請して不妊・去勢手術を実施すること。
- (2) 捕獲機の設置場所について、土地所有者等の承諾が得られていること。

(法令遵守)

第3条 猫捕獲機を借り受けた者(以下「借受者」という。)は、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)
- (2) 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例(平成26年千葉県条例第42号)
- (3) その他関係諸法令

(貸出期間)

第4条 猫捕獲機の貸出期間は、貸出しを行った日を起算日として7日以内とする。

(費用負担)

第5条 猫捕獲機の貸出料は、無料とする。

2 猫捕獲機の使用に伴い発生する費用は、借受者の負担とする。

(貸出申請)

第6条 猫捕獲機を借り受けようとする者は、白井市捕獲機貸出申請書兼誓約書(別記様式)(以下、「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(貸出決定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、貸出しを行うことが適当と認めるときは、猫捕獲機を貸出すものとする。

(設置)

第8条 猫捕獲機を設置する場所は、白井市内に限るものとする。

2 借受者は、猫捕獲機を設置するときは、承諾なく周辺住民の所有地等に設置してはならない。

(貸出しの取消し)

第9条 市長は、第5条第1項の貸出期間中であっても、借受者が第3条各号に掲げる法令等に違反したことが明らかな場合又はこの要領の規定に反する行為を行ったことが明らかな場合には、猫捕獲機の返却を命ずることができる。

2 借受者は、前項により猫捕獲機の返却を命じられたときは、速やかにこれを市長へ返却しなければならない。

3 市長は、猫捕獲機の返却を命じられた借受者が、正当な理由なくこれに応じない場合は、借受者に口頭で通告することにより、これを回収することができる。

(猫捕獲機の返却及び報告)

第10条 借受者は、使用した猫捕獲機を洗浄及び消毒した上で市へ返却しなければならない。

2 借受者は、借り受けた猫捕獲機の返却をする際に、当該猫捕獲機の使用結果を市へ報告(さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書を兼ねることができる。)しなければならない。

(借受者の責務)

第11条 借受者は、善良な管理者の注意をもって借り受けた猫捕獲機を使用するとともに、周辺の土地の環境衛生の保持に努めなければならない。

2 借受者は、猫捕獲機を貸与、譲渡、売却その他第三者へこれを引き渡す行為をしてはならない。

3 借受者は、その責めに帰すべき事由により借り受けた猫捕獲機を紛失し、損傷し、又は汚損したときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

4 市長は、借受者が前項の規定による原状回復に応じない場合には、借受者に代わり現状回復を行い、当該原状回復に要した費用

を借受者に請求することができる。

(免責事項)

第12条 市長は、猫捕獲機の貸出しに起因する全ての事故、紛争等について、その責任を負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年9月8日から施行する。